

審査基準

○ 指定講習機関の指定(第 108 条の 4 第 1 項)

令和 4 年 5 月 13 日作成

法令名	道路交通法
根拠条項	第 108 条の 4 第 1 項
処分の概要	指定講習機関の指定
原権者(委任先)	岡山県公安委員会
法令の定め	道路交通法第 108 条の 4 第 1 項、第 2 項及び第 3 項(指定講習機関) 指定講習機関に関する規則第 1 条(指定講習機関の指定)、第 2 条(指定の申請)、第 5 条(運転適性指導員)、第 6 条(取消処分者講習を行う指定講習機関の基準)、第 7 条(運転習熟指導員)、第 8 条(初心運転者講習を行う指定講習機関の基準)、第 8 条の 2(若年運転者講習を行う指定講習機関の基準)
審査基準	指定講習機関の指定の基準は、別紙のとおり。
標準処理期間	20 日(行政庁の休日は含まない。)
申請先	交通部運転免許課教習所係、適性指導係
問い合わせ先	交通部運転免許課教習所係、適性指導係